○三〇四・八六	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスティイ）	一〇％
○三〇四・八七	まぐろ（トゥヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）	五％
○三〇四・八九	その他のもの	
	一　にしん（クルペア属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	一〇％
	二　その他のもの（冷凍したものに限る。）	五％
○三〇四・九一	その他のもの（冷凍したものに限る。）	
○三〇四・九二	めかじき（クスィフィアス・グラディウス）	五％
○三〇四・九三	めろ（ディソスティクス属のもの）	五％
	ティラピア（オレオクロミス属のもの、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎょ（カンナ属のもの）	一〇％
○三〇四・九四		
○三〇四・九五		
○三〇四・九九	その他のもの	
	一　にしん（クルペア属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	五％
	二　その他のもの	一〇％
○三一・〇五	魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）、くん製した魚（くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）	一〇％
○三〇五・一〇	魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）	一五％
○三〇五・二〇	魚の肝臓、卵及びしらこ（乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）	一二％
	一　にしん（クルペア属のもの）の卵（こんぶかずのこを除く。）	五％
	二　さけ科のものの卵	五％
	三　たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵及びこんぶかずのこ	一五％
○三〇四・八八	その他のもの	
	四　その他のもの	四％
○三〇五・三一	魚のフィレ（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、くん製したものを除く。）	
	ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎょ（カンナ属のもの）	一五％
○三〇五・三二	さけ科のもの	一二％
○三〇五・三九	その他のもの	一五％
○三〇五・四一	太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウィトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）	一五％
○三〇五・四二	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスティイ）	一五％
○三〇五・四三	ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）	一五％
○三〇五・四四	ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎょ（カンナ属のもの）	一五％
○三〇五・四九	その他のもの	
	乾燥した魚（食用の魚のくず肉を除き、塩蔵してあるかないかを問わないものとし、くん製したものを除く。）	
○三〇五・五一	コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）	一五％
○三〇五・五九	その他のもの	
	一　さけ科のもの	一二％
	二　その他のもの	一五％